

議案第十五号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
 杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を削り、同表の一の二の項を同表の二の項とし、同表の七十六の項及び七十七の項中「（建築基準法）を」（同法）に改め、同表の八十の項、八十一の項及び八十五の項中「若しくは」を「又は」に改め、同表の九十二の三の項を同表の九十二の二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>九十二の七 建築基準法第八十七条の二の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（九十二の八の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 一件につき 九千六百円 イ 小荷物専用昇降機 一件につき 四千三百円 ウ ア及びイ以外の建築設備 一件につき 九千六百円</p>	<p>計画通知のとき。</p>
--	-------------------------------	---	-----------------

<p>九十二の十 建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>九十二の九 建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（九十二の十の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>九十二の八 建築基準法第八十七条の二の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>
<p>適合すること を認められた 工作物の計画 の変更をして 工作物を築造 する場合に関 する計画通知 手数料</p>	<p>工作物の築造 に関する計画 通知手数料</p>	<p>適合すること を認められた 建築設備の計 画の変更をし て建築設備を 設置する場合 に関する計画 通知手数料</p>
<p>一件につき 四千三百円</p>	<p>一件につき 八千五百円</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 一件につき 五千四百円 イ 小荷物専用昇降機 一件につき 三千三百円 ウ ア及びイ以外の建築設備 一件につき 五千四百円</p>
<p>計画通知 の き。</p>	<p>計画通知 の き。</p>	<p>計画通知 の き。</p>

<p>九十二の十二 建築基準法第十八条第十五項の規定に基づく建築物に関する工事を完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（九十二の十六の項に掲げる場</p>	<p>九十二の十一 建築基準法第十八条第十五項の規定に基づく建築物に関する工事を完了（当該建築物を新築し、増築し、又は改築した場合（九十二の十五の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>
<p>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の工事を完了通知</p>	<p>建築物の建築に関する工事を完了通知手数料</p>
<p>当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計に応じ、一件につき、九十二の十一の項に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の十三の項又は九十二の十七の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	<p>当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、一件につき、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合において、当該昇降機一基につき九十二の十三の項又は九十二の十七の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>ア 三十平方メートル以内のもの 一万千円</p> <p>イ 三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万二千円</p> <p>ウ 百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万六千円</p> <p>エ 二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 二万三千円</p> <p>オ 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万七千円</p> <p>カ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 五万二千円</p> <p>キ 二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十二万四千円</p> <p>ク 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 十九万九千円</p> <p>ケ 五万平方メートルを超えるもの 三十九万六千円</p>
<p>完了通知のとき。</p>	<p>完了通知のとき。</p>

<p>合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十三 建築基準法第八十七条の二の規定に基づく建築設備に関する工事を完了(九十二の十七の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十四 建築基準法第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく工作物に関する工事を完了の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十五 建築基準法第十八条第十五項の規定に基づく建築物に関する工事を完了(当該建築物を新築し、増築し、又は改築した場合に係るものに限る。)の通知(当該通知が同法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限り。九十二の十六の項及び九十二の</p>
<p>手数料</p>	<p>建築設備の設置に関する工事を完了した手数料</p>	<p>工作物の築造に関する工事を完了した手数料</p>	<p>中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する工事を完了した手数料</p>
<p>ア 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 一件につき 一万三千円 イ 小荷物専用昇降機 一件につき 八千六百元 ウ ア及びイ以外の建築設備 一件につき 一万三千円</p>	<p>一件につき 九千六百元</p>	<p>当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に 応じ、一件につき、次に掲げる額(通知に建築基準法 第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含ま る場合においては、当該昇降機一基につき九十二の十 三の項又は九十二の十七の項に掲げる額の手数を加 えた額)</p> <p>ア 三十平方メートル以内のもの 九千九百元 イ 三十平方メートルを超え百平方メートル以内のも の 一万円 ウ 百平方メートルを超え二百平方メートル以内のも の 一万五千円 エ 二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の</p>	<p>完了 通知 の と き。</p>
<p>完了 通知 の と き。</p>	<p>完了 通知 の と き。</p>	<p>完了 通知 の と き。</p>	<p>完了 通知 の と き。</p>

<p>十七の項において同じ。）に対する審査</p>	<p>九十二の十六 建築基準法第十八条第十五項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十七 建築基準法第八十七条の二の規定に基づく昇降機に関する工事完了の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十八 建築基準法第十八条第十八項の規定に基づく建築物に関する</p>
	<p>中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する工事完了通知手数料</p>	<p>中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料</p>	<p>建築物に関する特定工事終了通知手</p>
<p>もの 二万千円 オの 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万六千円 カの 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万九千円 キの 二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十一万五千円 クの 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 十八万六千円 ケの 五万平方メートルを超えるもの 三十八万三千円</p>	<p>当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計に応じ、一件につき、九十二の十五の項に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の十三の項又は九十二の十七の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 一件につき 一万三千円 イ 小荷物専用昇降機 一件につき 八千四百円</p>	<p>中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、一件につき、次に掲げる額（通知に建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合において</p>
<p>完了の通知</p>	<p>完了の通知</p>	<p>完了の通知</p>	<p>完了の通知</p>

<p>九十二の二十 建築基準法第八十八条第一項の規定に基づく工作物に関する特定工事終了の通知に対する審査</p>	<p>九十二の十九 建築基準法第八十七条の二の規定に基づく建築設備に関する特定工事終了の通知に対する審査</p>	<p>特定工事終了の通知に対する審査</p>
<p>数料</p>	<p>手数料</p>	<p>数料</p>
<p>一件につき 九千百円</p>	<p>ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 一件につき 一万二千円 イ 小荷物専用昇降機 一件につき 八千三百円 ウ ア及びイ以外の建築設備 一件につき 一万二千円</p>	<p>は、当該昇降機一基につき九十二の十九の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 三十平方メートル以内のもの 九千九百円 イ 三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万千円 ウ 百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万五千円 エ 二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 二万千円 オ 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万四千円 カ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万六千円 キ 二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十万四千円 ク 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 十六万七千円 ケ 五万平方メートルを超えるもの 三十四万千円</p>
<p>き。のと通知終了</p>	<p>き。のと通知終了</p>	<p>き。</p>

<p>九十二の二十一 建築基準法第十八条第二十二項第一号（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料</p>	<p>一件につき 十二万六千円</p>	<p>承認申請のとき。</p>
--	--	---------------------	-----------------

別表第一の九十二の二の項中「通知の」を「計画通知の」に改め、同項を同表の九十二の六の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>九十二の二 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（九十二の三の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、一件につき、次に掲げる額（通知に係る計画に構造計算適合性を判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>ア 三十平方メートル以内のもの 五千六百元</p> <p>イ 三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 九千四百円</p> <p>ウ 百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万四千元</p> <p>エ 二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 一万九千元</p>	<p>計画通知のとき。</p>
--	--------------------------	---	-----------------

<p>九十二の四 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（九十二の五の項に掲げる場合を除く。）に係る</p>	<p>九十二の三 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	
<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通</p>	<p>適合することを認められた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	
<p>当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計に応じ、一件につき、九十二の二の項に掲げる額（通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、一件につき、九十二の二の項に掲げる額（通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p>	<p>オ 五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの カ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの キ 二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの ク 一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの ケ 五万平方メートルを超えるもの 四十七万四千元</p>
<p>計画通知のとき。</p>	<p>計画通知のとき。</p>	

<p>ものに限る。)の通知に対する審査</p>	<p>九十二の五 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査</p>
<p>知手数料</p>	<p>適合すること認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料</p>
<p>に規定する用途の変更に係る通知を除く。)</p>	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計に応じ、一件につき、九十二の二の項に掲げる額(通知に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、九十二の六の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基につき九十二の七の項又は九十二の八の項に掲げる額の手数料を加えた額(同法第八十七条に規定する用途の変更に係る通知を除く。))</p>
<p>計画通知のと</p>	<p>き。</p>

別表第一の九十八の項中「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改め、同表の百二十四の項ア中「一万二千元」を「一万三千元」に、「三万三千元」を「三万四千元」に、「六万四千元」を「六万五千元」に、「十二万九千元」を「十三万三千元」に、「十九万五千元」を「二十万円」に、「二十五万五千元」を「二十六万六千元」に、「三十三万円」を「三十三万七千元」に、「四十五万円」を「四十六万円」に改め、同項イ中「一万九千元」を「二万円」に、「四万五千元」を「四万六千元」に、「九万七千元」を「十万円」に、「十八万円」を「十八万五千元」に、「三十万円」

を「三十万七千円」に、「四十万五千円」を「四十一万五千円」に、「五十一万円」を「五十二万千円」に、「七十二万円」を「七十三万七千円」に改め、同項ウ中「十二万九千円」を「十三万千円」に、「十九万五千円」を「十九万九千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万二千円」に、「三十三万九千円」を「三十四万八千円」に、「五十一万三千円」を「五十二万五千円」に、「五十八万五千円」を「五十九万九千円」に、「七十三万円」を「七十四万六千円」に、「九十八万二千円」を「百万四千円」に改め、同表の百二十五の項中「九十八万二千円」を「百万四千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の七十六の項及び七十七の項の改正規定、同表の八十の項、八十一の項及び八十五の項の改正規定並びに同表の九十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「別表第一の一の二の項」を「別表第一の二の項」に改める。

（提案理由）

居宅介護支援手数料を廃止し、建築物の建築に関する計画通知手数料等を定めるとともに、開発行為許可申請手数料及び開発行為変更許可申請手数料を改定する等の必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

附則第二項による改正（杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

附 則

1 略

2 施行日から平成二十一年三月三十一日ま

での間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三」とする。

附 則

1 略

2 施行日から平成二十一年三月三十一日ま

での間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三」とする。

事務手数料改定資料

項	名 称	現 行	改正後
124	開発行為許可申請手数料	円	円
	ア 自己住宅用		
	0.1ha未満	12,000	13,000
	0.1ha以上0.3ha未満	33,000	34,000
	0.3ha以上0.6ha未満	64,000	65,000
	0.6ha以上1.0ha未満	129,000	133,000
	1.0ha以上3.0ha未満	195,000	200,000
	3.0ha以上6.0ha未満	255,000	261,000
	6.0ha以上10.0ha未満	330,000	337,000
	10.0ha以上	450,000	460,000
	イ 自己業務用		
	0.1ha未満	19,000	20,000
	0.1ha以上0.3ha未満	45,000	46,000
	0.3ha以上0.6ha未満	97,000	100,000
	0.6ha以上1.0ha未満	180,000	185,000
	1.0ha以上3.0ha未満	300,000	307,000
	3.0ha以上6.0ha未満	405,000	415,000
	6.0ha以上10.0ha未満	510,000	521,000
	10.0ha以上	720,000	737,000
	ウ その他		
	0.1ha未満	129,000	131,000
	0.1ha以上0.3ha未満	195,000	199,000
	0.3ha以上0.6ha未満	285,000	292,000
	0.6ha以上1.0ha未満	339,000	348,000
	1.0ha以上3.0ha未満	513,000	525,000
	3.0ha以上6.0ha未満	585,000	599,000
	6.0ha以上10.0ha未満	730,000	746,000
	10.0ha以上	982,000	1,004,000
125	開発行為変更許可申請手数料	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が982,000円を超えるときは、その手数料の額は982,000円とする。 (次に掲げる額 略)	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料の額は1,004,000円とする。 (次に掲げる額 略)